

## 社会福祉法人浦和福祉会 役員・評議員等の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人社会福祉法人浦和福祉会(以下「法人」という。)の定款第21条に基づき、役員の報酬並びに役員及び評議員等の旅費(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第5条に基づく評議員並びに定款第6条2項による評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (3) 報酬とは賃金、給料、手当、賞与その他のいかなる名称を問わず、職務執行の対価として受け取るすべてのものをいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 法人は役員に対し、管理運営及び法人の充実・発展に寄与する業務に従事した場合は、職務執行の対価として年間400万円の範囲内で別表1のとおり報酬を支給する。

- 2 前項にかかわらず、職員と兼任している役員に対しては、報酬を支給しない。
- 3 第1項による業務に従事する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
- 4 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

## (旅費)

第5条 役員・評議員等が理事会・評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表2のとおり1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、職員と兼任している役員、評議員等が勤務日に理事会・評議員会に出席している場合は、この限りではない。

- 2 その他、旅費の支給はこの規則に特別の定めのある場合を除き、スマイルハウス旅費規程を準用する。

## (報酬等の支給日)

第6条 毎月業務に従事する役員の報酬は、毎月16日から翌月15日までの分を25日に支払う。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、原則として順次前日に繰り上げる。

- 2 前項以外の役員・評議員等の報酬等はその都度、現金で支払うものとする。

## (報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

この規定は令和元年8月7日から施行する。

別表1 執務報酬（1日あたり）

種別	報酬	費用弁償
理事長、業務執行理事、監事	25,000円	4,000円
上記以外の役員	12,000円	

別表2 出席報酬日額

種別	報酬	費用弁償
役員・評議員	6,000円	4,000円
評議員選任・解任委員	6,000円	4,000円